

地域母子保健の基本施策に関する課題の検討

国の現状と課題について

高野 陽（国立公衆衛生院）

加藤 則子（　　〃　　）

戦後のわが国の母子保健の流れのなかでは、ほぼ毎年のように、新しい事業が導入され、その効果の大きいことは、今更改めていうまでもない。しかし、その実施は、主として、行政主導型であり、国の立案した施策を、地方自治体が実施する形をとり、国は主に、予算とその指導に主力をおいている。全国IC、平等なサービスが受けられるためには、このような方策がとられてきているものと思われるし、地方自治体は、その特性に応じて、事業を実施している。だが、現状では、地域の条件から、必ずしも国の打ち出した事業が円滑に、全てが運営されてはおらず、全ての対象が平等であるとはいえない現状も残っている。例えば、乳児の医療機関委託健診の実施には、地域差が大きいことが、これまでの平山・高野らの調査においてもみられるとおりである。

現行の母子保健施策が、今後、全く同じ形で残される必要はないにしても、これまで築き上げてきた水準を少なくとも下げてしまうことは、できるだけなくしたいものである。そのためには、

- ①単に、母と子のみが対象ではなく、家族が母と子と同一または非常に近い位置にいることが考えられていること、
- ②小児期は、生涯の健康な生活の基礎作りの時期であること、
- ③医療・福祉・教育との密接な連携のもとで実践され得ること、

が、少なくとも基本として認識されていることが望ましい。そして、それに基づいて、

- ①家庭保健としての位置づけ、
- ②生涯保健としての位置づけ、
- ③集団のみならず、個へのサービスの充実と、その個があらゆる条件のもとでも不平等でないこと、
- ④自主的参加できるサービスの充実、
- ⑤positive health の考え方の確立、

が、十分に配慮されていなければならない。

これらのことが、母子保健施策に適確に反映されて展開されていくためには、

- i) 医学・保健学など、多くの専門的研究により得られた新しい知見・技術の適確かつ迅速を導入、
- ii) 社会情勢の適確な把握、

iii) 社会の要望の適確な把握、を国が怠ってはならぬ。さらに、これらの施策が順調に受け入れられる土壤作り（基盤整備事業）に努力を惜んではならぬと思われ、国としての役割は、まだ大きく残っていることになろう。これらの事項は、そのまま、その時代の条件ということになると思われる。換言すれば、母子保健施策は、時代の条件に最も適確に対応しなければならぬものであるので、柔軟に対応できるような姿勢の確立が必要であろう。

例えば、家庭教育の脆弱さに対応するためには、母子保健領域のみでは不十分であり、健全育成領域との密接な連携が望まれる。また、周産期の問題に対応するにしても、その地域格差の大きさの解決が必須であり、NICU・PICUの設置運営の理論的方針はあっても、その実際面には多くの課題が残っている。さらに、里帰り分娩など、地域を拡大して対応しなければならぬ問題も次第に多くなり、これらの対策も残っている。

新しい研究成果から得られた高度な専門的施策と同等の認識を地道な対策にも目を向けていることが今度は、より一層必要となると思われる。これを全て国の施策として実施する必要はないが、問題の存在を迅速に見つけ、その対応の方向性を示すことが、これからはさらに重要な課題となろう。